

月次レポート

2023年 04月28日現在

### 追加型投信/海外/株式

#### ■基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。 ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。 ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

# ■基準価額および純資産総額

| 基準価額(1万口当たり) | 12,338円 |
|--------------|---------|
| 前月末比         | -772円   |
| 純資産総額        | 58.40億円 |

### ■分配金実績(1万口当たり、税引前)

| 決算期   | 決算日        | 分配金     |
|-------|------------|---------|
| 第26期  | 2022/09/20 | 0円      |
| 第25期  | 2021/09/21 | 0円      |
| 第24期  | 2020/09/23 | 1,500円  |
| 第23期  | 2019/09/20 | 50円     |
| 第22期  | 2018/09/20 | 0円      |
| 第21期  | 2017/09/20 | 1,900円  |
| 設定来累計 |            | 16,850円 |
|       |            |         |

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、 あるいは分配金が支払われない場合があります。

# ■騰落率

|      | 過去1ヵ月 | 過去3ヵ月  | 過去6ヵ月 | 過去1年  | 過去3年  | 設定来    |
|------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| ファンド | -5.9% | -13.3% | 16.3% | -3.7% | -4.3% | 292.1% |

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。

- また、換金時の費用・税金等は考慮していません。 ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。 ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

## ■資産構成

|         | 比率    |
|---------|-------|
| 実質外国株式  | 93.7% |
| 内 現物    | 93.7% |
| 内 先物    | 0.0%  |
| コールローン他 | 6.3%  |

・REITの組み入れがある場合、REITは株式に 含めて表示しています。

### ■組入上位10ヵ国・地域

| 国•地域            | 比率       |
|-----------------|----------|
| 1 香港            | 59.0%    |
| 2 中国            | 19.3%    |
| 3 台湾            | 7.8%     |
| 4 アメリカ          | 7.6%     |
| 5 —             | _        |
| 6 —             | _        |
| 7 —             | _        |
| 8 —             | _        |
| 9 —             | _        |
| 10 —            | _        |
| - トシフノリカレキテキか ア | 17 + MI+ |

<sup>・</sup>上記アメリカと表示されているものは、 ADR(米国預託証書)となります。

## ■組入上位10業種

| 業種                 | 比率    |
|--------------------|-------|
| 1 保険               | 11.0% |
| 2 資本財              | 11.0% |
| 3 半導体・半導体製造装置      | 10.8% |
| 4 メディア・娯楽          | 9.5%  |
| 5 一般消費財・サービス流通・小売り | 8.3%  |
| 6 耐久消費財・アパレル       | 7.3%  |
| 7 銀行               | 6.1%  |
| 8 食品・飲料・タバコ        | 5.8%  |
| 9 不動産管理・開発         | 4.4%  |
| 10 金融サービス          | 4.3%  |

#### ■組入上位10銘柄

#### 4月 7 4夕 <del>| 五米</del>h. 47 4夕 <del>| 五</del>

|                                |      |                  | 祖八如竹蚁. 4/如竹 |
|--------------------------------|------|------------------|-------------|
| 銘柄                             | 国∙地域 |                  | 比率          |
| 1 AIA GROUP LTD                | 香港   | 保険               | 9.2%        |
| 2 TENCENT HOLDINGS LTD         | 香港   | メディア・娯楽          | 8.3%        |
| 3 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC | 台湾   | 半導体·半導体製造装置      | 6.7%        |
| 4 KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A     | 中国   | 食品・飲料・タバコ        | 5.8%        |
| 5 ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR | アメリカ | 一般消費財・サービス流通・小売り | 4.9%        |
| 6 SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP | 香港   | 耐久消費財・アパレル       | 4.6%        |
| 7 HONG KONG EXCHANGES & CLEAR  | 香港   | 金融サービス           | 4.3%        |
| 8 SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A | 中国   | 資本財              | 3.8%        |
| 9 CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A | 中国   | 資本財              | 3.1%        |
| 10 MEITUAN-CLASS B             | 香港   | 消費者サービス          | 2.7%        |

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・業種は、GICS(世界産業分類基準)で分類しています。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。・国・地域は原則、主要取引所所在地で分類しています。

月次レポート

2023年 04月28日現在

#### 追加型投信/海外/株式

# ■運用担当者コメント

### 【市況動向】

香港株式市況は下落しました。

米政府が米国企業の対中投資を制限するとの観測が広まり、米中関係悪化への懸念が高まったことや、米銀行危機への懸 念が再燃し投資家のリスク回避姿勢が強まったことなどを背景に、下落しました。

為替市況では、香港ドルは円に対して上昇しました。

#### 【運用状況(分配金実績がある場合、基準価額の騰落は分配金再投資ベース)】

< 今月の運用成果とその要因>

当ファンドの基準価額は下落しました。ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADRやTENCENT HOLDINGS LTDの株価が大幅に 下落したことなどがマイナスに影響しました。

#### <今月の売買動向>

今月はWHARF REAL ESTATE INVESTMENTと、GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTDを新規購入しました。

#### 【今後の運用方針】

#### <運用環境>

中国では、ゼロコロナ政策が実質的に撤廃されて経済活動の正常化が進み、コロナ禍で抑制されていた外食や旅行に対する 需要が高まるなど、個人消費の動きが活発化していくと見込んでいます。こうした自律的な回復に加えて、全国人民代表大会 (全人代)で設定された2023年の経済成長率目標に向けた政策面からのサポートも期待できることから、景気は年後半に向け て回復のスピードが増していくと予想しています。

米国の金融政策や景気動向、地政学リスクなどが引き続き懸念材料となるものの、こうした経済状況を背景にした企業業績 の回復・成長に伴い、香港株式市況は底堅く推移すると見込んでいます。

#### <注目する業種・分野等>

中国政府による中長期的な政策支援の恩恵が期待できる半導体関連企業や脱炭素の取り組みによる恩恵が期待できる中 国企業に注目しています。(運用担当者:秋元)

市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。

■GICS(世界産業分類基準)について

•Global Industry Classification Standard("GICS")は、MSCI Inc.とS&P(Standard & Poor's)が開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

#### 追加型投信/海外/株式

#### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

香港、上海および深センの金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、中華経済圏の発展の恩恵を受けると思われる企業の株式 を中心に投資することにより、キャピタルゲインの積極的な獲得をめざします。

#### ■ファンドの特色

特色1 主に、香港、上海および深センの金融商品取引所に上場されている株式に投資し、キャピタルゲインの積極的な獲得をめざします。

#### 特色2 中華経済圏の発展の恩恵を受けると思われる企業の株式を中心に投資します。

- ・投資対象銘柄群の中でも、情報開示に優れ、明確な戦略を持ち、長期的な成長が期待できる企業に投資します。原則として株式を高位に組み入れる方針ですが、市況環境やファンドの資金状況によっては、組入比率が高位とならない場合があります。
- ・香港、上海および深セン取引所以外の市場で取引されている中国企業の株式、預託証書(DR)およびカントリーファンド等へも投資します。 また、台湾企業の株式、預託証書(DR)およびカントリーファンド等へ投資することがあります。外貨建資産については、為替変動リスクを軽減する ため為替へッジを行うことがあります。
- 為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、 金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。
- ※預託証書(DR)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に 金融商品取引所等で取引されます。
- ※カントリーファンドとは、特定の国や地域の有価証券に投資することを目的とした、クローズドエンド型の会社型投資信託です。カントリーファンドは日本の投資信託と異なり株式会社の形をとるため、株式と同様に金融商品取引所で取引されます。
- 特色3 組入銘柄の選定にあたっては、収益性、企業とその業界の成長性、財務の健全性、明確な経営戦略、情報開示スタンスのポイントに注目 します。

### ■分配方針

- ・年1回の決算時(9月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

# 投資リスク

# ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの<u>運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。</u>

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む ことがあります。

### 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

| 価格変動 | 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響 |
|------|--|
| リスク  | を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。                        |

# 為替変動

リスク 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

#### 

#### 

## 中国に 関する リスク

投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 追加型投信/海外/株式

# 投資リスク

#### ■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用 状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

# 手続・手数料等

| 0 400 0 0001114       |   |
|-----------------------|---|
| ■お申込みメモ               |   |
| 購入単位                  | 販売会社が定める単位/販売会社にご確認ください。  |
| 購入価額                  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。   |
| 換金単位                  | 販売会社が定める単位(ただし、1万口を上回らないものとします。)/販売会社にご確認ください。  |
| 換金価額                  | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額   |
| 換金代金                  | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。  |
| 申込不可日                 | 次に該当する日には、購入・換金はできません。<br>・香港取引所の休業日<br>※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。   |
| 申込締切時間                | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>ただし、香港取引所の半休日においては、午前11時30分までに受付けたものを当日の申込分とします。  |
| 換金制限                  | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。   |
| 購入・換金申込受付<br>の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。          |
| 信託期間                  | 2026年9月18日まで(1996年10月1日設定)  |
| 繰上償還                  | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。   |
| 決算日                   | 毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 収益分配                  | 年1回の決算時に分配を行います。<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。   |
| 課税関係                  | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |
|                       |   |

#### 追加型投信/海外/株式

### 手続・手数料等

### ■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に<u>0.5%</u>をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

日々の純資産総額に対して、<u>年率1.672%(税抜 年率1.52%)</u>をかけた額

その他の費用・手数料

監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または 償還時にファンドから支払われます。
- ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。 なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

# 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

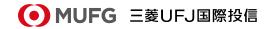
●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> https://www.am.mufg.jp/ <お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034 (受付時間 営業日の9:00~17:00) ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)三菱UFJ信託銀行株式会社



# 販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:三菱UFJ チャイナオープン

| ファンド名称:三麦UFJ チャイナオーフン             |          |                  |         |                             |                         |                                |
|-----------------------------------|----------|------------------|---------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 商号                                |          | 登録番号等            | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本<br>投資顧問業<br>協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
| アイザワ証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | 0       | 0                           |                         |                                |
| 株式会社池田泉州銀行                        |          | 近畿財務局長(登金)第6号    | 0       |                             | 0                       |                                |
| 池田泉州TT証券株式会社                      |          | 近畿財務局長(金商)第370号  | 0       |                             |                         |                                |
| 今村証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第3号    | 0       |                             |                         |                                |
| 岩井コスモ証券株式会社(※)                    | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号   | 0       | 0                           | 0                       |                                |
| auカブコム証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | 0       | 0                           | 0                       | 0                              |
| SMBC日興証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | 0       | 0                           | 0                       | 0                              |
| 株式会社SBI証券                         | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | 0       |                             | 0                       | 0                              |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | 0       |                             | 0                       |                                |
| 岡三証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号   | 0       | 0                           | 0                       | 0                              |
| 岡三にいがた証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第169号  | 0       |                             |                         |                                |
| 香川証券株式会社(※)                       | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第3号    | 0       |                             |                         |                                |
| 極東証券株式会社                          |          | 関東財務局長(金商)第65号   | 0       |                             |                         | 0                              |
| 第四北越証券株式会社(※)                     |          | 関東財務局長(金商)第128号  | 0       |                             |                         |                                |
| ちばぎん証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第114号  | 0       |                             |                         |                                |
| 東海東京証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | 0       |                             | 0                       | 0                              |
| 内藤証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号   | 0       |                             |                         | 0                              |
| 浜銀TT証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | 0       |                             |                         |                                |
| ばんせい証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第148号  | 0       |                             |                         |                                |
| ひろぎん証券株式会社(※)                     | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | 0       |                             |                         |                                |
| 松井証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | 0       |                             | 0                       |                                |
| 丸三証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第167号  | 0       |                             |                         |                                |
| 株式会社三菱UFJ銀行                       | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第5号    | 0       |                             | 0                       | 0                              |
| 株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者            | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第5号    | 0       |                             | 0                       | 0                              |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)            |          |                  |         |                             |                         |                                |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                     |          | 関東財務局長(登金)第33号   | 0       | 0                           | 0                       |                                |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | 0       | 0                           | 0                       | 0                              |
| 豊証券株式会社                           |          | 東海財務局長(金商)第21号   | 0       |                             |                         |                                |
| 楽天証券株式会社                          |          | 関東財務局長(金商)第195号  | 0       | 0                           | 0                       | 0                              |